

クラウドサービス利用規約（買い手）（2025年11月17日改定）

（下線部が変更部分）

第2条 定義

旧	新
(新設)	(1) 「アドバイザリー契約」とは、名称の如何を問わず、登録ユーザーが第三者に対して本買収等の支援業務を委託することを内容とする契約をいいます。
(5) 「対象会社」とは、第 <u>11</u> 号における第三者を意味します。	(6) 「対象会社」とは、第 <u>13</u> 号における第三者を意味します。
(新設)	(7) 「対象会社アドバイザー」とは、本サービスに自ら登録し、本サービスにおいて、対象会社から委託を受けて本買収等の支援を行う者を意味します。
(10) 「本サービス」とは、(i)当社ウェブサイトで資料をダウンロードできるサービス及び(ii)対象会社又はその代理人（但し、当社が認めた場合に限ります。）が当社ウェブサイトに対象会社の企業名（個人事業の場合は事業名）、事業内容、その他企業情報の全部又は一部を公開し、登録ユーザー（当社ウェブサイトに企業情報を掲載しているかを問いません。）が当該企業情報を閲覧して対象会社とマッチングできるサービスを意味します。	(12) 「本サービス」とは、(i)当社ウェブサイトで資料をダウンロードできるサービス及び(ii)対象会社、その代理人（但し、当社が認めた場合に限ります。）又は対象会社アドバイザーが当社ウェブサイトに対象会社の企業名（個人事業の場合は事業名）、事業内容、その他企業情報の全部又は一部を公開し、登録ユーザー（当社ウェブサイトに企業情報を掲載しているかを問いません。）が当該企業情報を閲覧して対象会社、その代理人又は対象会社アドバイザーとマッチングできるサービスを意味します。

第4条 本サービスの利用

旧	新
(新設)	2. 登録ユーザーは、対象会社アドバイザーとの間でアドバイザリー契約を締結

	<p>する場合、当該対象会社アドバイザーが、当社に対して当該アドバイザリー契約の内容を開示すること（当該アドバイザリー契約の内容に変更があった場合に変更内容を速やかに通知することを含みます。）について予め同意し、本サービスを利用するものとします。</p>
(新設)	<p>3. 登録ユーザーは、当社が一般社団法人M&A支援機関協会（以下「協会」といいます。）が運営している不適切な譲り受け事業者に関する情報共有の仕組みである特定事業者の情報共有に関する規約に定める制度（以下「本制度」といいます。https://www.maa-a.or.jp/list/参照。）に参加しており、登録ユーザーが本制度における不適切な譲り受け事業者に該当した場合、①本制度に従って当社が登録ユーザーの情報及び本買収等に関する情報を協会に対して提供すること、②協会が当該情報を本制度に基づいて利用すること、③協会が登録ユーザーによる本買収等に関する情報及び登録ユーザーの情報についてリスト（以下「特定事業者リスト」といいます。）に登録すること並びに④特定事業者リストに登録された情報を、特定事業者リストを利用できる者が利用することに予め同意し、本サービスを利用するものとします。なお、登録ユーザー及び当社は、本項に基づく当社の行為が、登録ユーザー及び当社間の秘密保持契約に違反するものではないことを相互に確認するものとします。</p>

第5条 報酬及び費用

旧	新
<p>5. 利用契約の有効期間中であるか利用契約の終了後であるかに関わらず、対象会社若しくはその代理人から登録ユーザーに対し当社ウェブサイトを利用して連絡があった日又は当社から登録ユーザーに対し対象会社に係る案件紹介の連絡があった日から36か月後の応当日の前日までに、当該対象会社に関する本買収等が成立した場合には、登録ユーザーが本サービスの利用前から当該対象会社を知っていたか否かに関わらず、本サービスを利用して本買収等が実現したものとみなして成功報酬等が発生するものとし、登録ユーザーはこれを承諾したうえで、本サービスを利用します。</p>	<p>5. 利用契約の有効期間中であるか利用契約の終了後であるかに関わらず、対象会社<u>、その代理人又は対象会社アドバイザー</u>から登録ユーザーに対し当社ウェブサイトを利用して連絡があった日又は当社から登録ユーザーに対し対象会社に係る案件紹介の連絡があった日から36か月後の応当日の前日までに、当該対象会社に関する本買収等が成立した場合には、登録ユーザーが本サービスの利用前から当該対象会社を知っていたか否かに関わらず、本サービスを利用して本買収等が実現したものとみなして成功報酬等が発生するものとし、登録ユーザーはこれを承諾したうえで、本サービスを利用します。</p>
<p>7. 登録ユーザーは、本買収等のために、<u>対象会社の代理人との間で、当該本買収等の支援業務を委託する契約</u>を締結することができます（但し、<u>当該代理人が対象会社に代わって本サービスを利用する</u>ことにより、かつ、<u>その旨を当社が登録ユーザーに対して告知</u>している場合に限ります。）この場合、第1項の定めに関わらず、登録ユーザーが、当社に対し支払う成功報酬等の割合は一律2%とし、最低手数料は金<u>30万円</u>とします。</p>	<p>7. 登録ユーザーは、本買収等のために、<u>対象会社アドバイザーとの間で、アドバイザリー契約</u>を締結することができます。この場合、第1項の定めに関わらず、登録ユーザーが、当社に対し支払う成功報酬等の割合は一律2%とし、最低手数料は金<u>100万円</u>とします。</p>

第14条 反社会的勢力の排除

旧	新
4. 本規約上の他の条項に関わらず、当社	4. 本規約上の他の条項に関わらず、当社

<p>は、登録ユーザーが、第1項において表明及び保証した事実が真実に反した場合、第1項の確約に違反した場合、又は第2項の確約に反した場合、その事実を<u>買い手企業</u>又は<u>買い手企業</u>となる候補先に対して通知することができます。</p>	<p>は、登録ユーザーが、第1項において表明及び保証した事実が真実に反した場合、第1項の確約に違反した場合、又は第2項の確約に反した場合、その事実を<u>対象会社</u>又は<u>対象会社</u>となる候補先に対して通知することができます。</p>
--	--

第15条 利用契約終了後の取り扱い

旧	新
<p>3. 第2条、第5条、第10条、第12条、第13条、本条第2項及び本項、第16条、第17条、第19条から第21条は利用契約終了後も効力を有するものとします。但し、第5条は当該条項に基づき生じた義務を履行するまでに限り、効力を有するものとします。</p>	<p>3. 第2条、<u>第4条第2項及び第3項、</u>第5条、第10条、第12条、第13条、本条第2項及び本項、第16条、第17条、第19条から第21条は利用契約終了後も効力を有するものとします。但し、第5条は当該条項に基づき生じた義務を履行するまでに限り、効力を有するものとします。</p>

第18条 本規約等の変更

旧	新
<p>5. 本規約の変更に関わらず成功報酬等の金額は、対象会社<u>若しくは</u>その代理人から登録ユーザーに対し当社ウェブサイトを利用して連絡があった日又は当社から登録ユーザーに対し対象会社に係る案件紹介の連絡があった日における本規約の定めに従って計算されるものとします。</p>	<p>5. 本規約の変更に関わらず成功報酬等の金額は、対象会社、<u>その代理人又は対象会社アドバイザー</u>から登録ユーザーに対し当社ウェブサイトを利用して連絡があった日又は当社から登録ユーザーに対し対象会社に係る案件紹介の連絡があった日における本規約の定めに従って計算されるものとします。</p>

以上

秘密保持規約（2025年11月17日改定）

(下線部が変更部分)

第5条 有効期間

旧	新
1. 登録ユーザーが利用規約第3条に基づきクラウドサービスサービスの利用者としての登録した本買収等を希望する法人の場合、利用規約に基づく契約が有効である期間中、本規約に基づく契約は有効です。	1. 登録ユーザーが利用規約第3条に基づきクラウドサービスサービスの利用者としての登録 <u>を</u> した本買収等を希望する法人の場合、利用規約に基づく契約が有効である期間中、本規約に基づく契約は有効です。
2. 利用規約第3条に基づきクラウドサービスサービスの利用者としての登録した本買収等を希望する法人以外の登録ユーザーにおいては、本契約の有効期間は、本契約締結日より1年後の応当日の前日までの間とします。但し、期間満了1カ月前までに当事者より書面による解約の申し入れのない場合、本契約はさらに1年間自動的に更新され、以後も同様とします。	2. 利用規約第3条に基づきクラウドサービスサービスの利用者としての登録 <u>を</u> した本買収等を希望する法人以外の登録ユーザーにおいては、本契約の有効期間は、本契約締結日より1年後の応当日の前日までの間とします。但し、期間満了1カ月前までに当事者より書面による解約の申し入れのない場合、本契約はさらに1年間自動的に更新され、以後も同様とします。
3. 第1項及び前項の規定にかかわらず、 <u>本契約第2条（秘密保持）及び前条（直接交渉の制限）</u> に定める義務は、事由の如何を問わず本規約に基づく契約が終了した後も1年間存続します。	3. 第1項及び前項の規定にかかわらず、 <u>本規約第2条（秘密保持）、第4条（権利の帰属）、本項、第6条（違反）及び第7条（準拠法及び管轄裁判所）</u> の定めは、本規約に基づく契約が終了した後も有効に存続します。但し、本規約第2条（秘密保持）の定めは、事由の如何を問わず本規約に基づく契約が終了した後、1年間に限り有効に存続します。

以上